

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

鳴門教育大学

平成21年3月

国立大学法人評価委員会

目 次

平成20年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務 の実績に関する評価について	1
国立大学法人鳴門教育大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果	7
1 全体評価	7
2 項目別評価	8
I. 教育研究等の質の向上の状況	8
II. 業務運営・財務内容等の状況	13
【独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した現況分析】	
学部・研究科等の教育に関する現況分析結果	17
学部・研究科等の研究に関する現況分析結果	31
意見申立てへの対応	37

平成 20 年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について

評価の目的

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（平成 19 年 4 月国立大学法人評価委員会決定、平成 20 年 3 月一部改正）」（以下、「実施要領」）に従い、国立大学法人法第 35 条により準用される独立行政法人通則法第 34 条に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「法人」という。）の平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 年間の業務の実績について、国立大学法人評価委員会（委員長：野依良治 独立行政法人理化学研究所理事長）が評価を行っています。

この国立大学法人評価は、

- (1) 法人の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくこと、
- (2) 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、法人運営の活性化等を目指した法人の取組を積極的に支援することにより、長期的な視点から法人の発展に資するものとなること、
- (3) 評価結果を踏まえて、各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや中期目標・中期計画の検討に資するものとなることを目的として実施しています。

1 評価方法

国立大学法人評価は、大学等の教育研究の特性に配慮しつつ、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、各法人毎に定められた中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に評価を実施いたしました。したがって、本評価制度は、各法人間の相対比較をするものではないことに留意する必要があります。

このうち、教育研究の状況については、専門的な観点からきめ細かく評価を行うことが必要であることに配慮し、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して評価を行っています。

(1) 法人における自己点検・評価

各法人は、実施要領等に従って、自己点検・評価を実施し、平成 16 年度から 19 年度までの期間の業務の実績に係る報告書を作成しました。

(2) 機構における教育研究の状況の評価

機構においては、教育研究の状況の評価として、「中期目標の達成状況の評価」及び「学部・研究科等の現況分析」を行いました。

中期目標の達成状況の評価は、「教育研究等の質の向上」の目標に係る「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流等に関する目標」の 3 項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた 4 項目）について、各法人から提出された達成状況報告書等を調査・分析するとともに、訪問調査を実施し、書面では確認できなかった事柄等の確認を行いながら評価を実施しました。

学部・研究科等の現況分析は、①主要な教育研究組織毎に教育研究の水準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、②各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織及び業務の検討や次期中期目標・中期計画の素案に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要であるとの趣旨で実施しました。各学部・研究科等における教育、研究の目的に照らし、「教育の水準及び質の向上度」「研究の水準及び質の向上度」について、各法人から提出された現況調査表等を調査・分析して評価を実施しました。

(3) 国立大学法人評価委員会における評価

国立大学法人評価委員会においては、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目について、各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長等からのヒアリング、財務諸表等の分析も踏まえながら評価を実施しました。

教育研究等の状況については、機構における評価結果を基本的にそのまま受け入れつつ、国立大学法人評価委員会において附属病院及び附属学校の状況に関する評価を実施するとともに、定員超過の状況の確認を行っております。

① 全体評価

- ・ 中期目標期間における業務実績の全体について、各法人の特性や項目別評価の状況を踏まえつつ、記述式により総合的な評価を行っております。

② 項目別評価

- ・ 「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」、「財務内容の改善に関する目標」、「自己点検・評価及び情報提供に関する目標」、「その他業務運営に関する重要目標（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の7項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた8項目）については、以下の5種類により達成状況を示しております。なお、これらの水準は、各法人を通じた最小限の共通の観点を踏まえつつも、各法人の設定した中期目標に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をするものではないことに留意する必要があります。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

「中期目標の達成状況が良好である」

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

「中期目標の達成状況が不十分である」

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

2 評価体制

国立大学法人評価委員会の国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会の下に評価チームを設置して、調査・分析を行っております。評価チームとしては、国立大学法人分科会については、近隣地区の大学を担当する基本チーム及び附属病院の専門評価チームを、大学共同利用機関法人分科会については、各法人を担当するチームを設置して評価を行っております。

機構が行う教育研究の状況の評価については、機構の国立大学教育研究評価委員会の下に具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成し、評価を行っております。達成状況判定会議は、各法人の規模・構成に応じた8つのグループを編成し、さらにグループ内に複数のチームを設置して評価を行っております。現況分析部会は、分野別の10の学系部会を設置して評価を行っております。研究業績水準判定組織は、科学研究費補助金の分類を基とした66の専門部会を設置して評価を行っております。

3 審議経過

【国立大学法人評価委員会における評価】

平成20年

- ・ 6月30日まで 各法人から実績報告書、財務諸表等の提出
- ・ 7月22日～8月7日 各評価チーム会議において実績報告書等の調査・分析
- ・ 7月29日～8月11日 各法人から業務の実績についてヒアリング（国立大学法人）
- ・ 9月1日 // （大学共同利用機関法人）
- ・ 12月8日～12月19日 各評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討

平成21年

- ・ 2月23日～2月27日 各評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討
- ・ 2月26日 大学共同利用機関法人分科会において評価結果（素案）の審議
（意見申立ての機会：3月6日～13日）
- ・ 3月6日 国立大学法人分科会において評価結果（素案）の審議
（意見申立ての機会：3月6日～13日）
- ・ 3月26日 国立大学法人評価委員会総会において評価結果（案）の審議・決定

【機構における教育研究の状況の評価】

平成19年

- ・ 4月6日 国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請

平成20年

- ・ 7月～8月 書面調査
- ・ 9月2日～9月8日 現況分析部会（第1回）において評価結果（素案）の審議
- ・ 9月11日～9月30日 達成状況判定会議（第1回）において評価結果（素案）の審議
- ・ 10月14日～11月28日 法人への訪問調査
- ・ 12月1日～12月5日 現況分析部会（第2回）において評価結果（原案）の審議
- ・ 12月15日～12月19日 達成状況判定会議（第2回）において評価結果（原案）の審議

平成21年

- ・ 1月8日 国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）の審議
（意見申立ての機会：1月13日～30日）
- ・ 2月10日 意見申立審査会において意見申立の対応審議
- ・ 2月19日 国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（案）の審議・決定
機構から国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結果の提出

4 国立大学法人評価委員会委員（平成21年3月現在）

（委員） 17名

あらかわ まさあき 荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長、 新潟県福祉保健部・病院局参与
いよし あつお ○飯吉 厚夫	中部大学総長
いけはた せつほ 池端 雪浦	前東京外国語大学長
えがみ せつこ 江上 節子	東日本旅客鉄道株式会社顧問、 大正製薬（株）監査役
かつかた しんいち 勝方 信一	教育ジャーナリスト
からき さちこ 唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長
くさま ともこ 草間 朋子	大分県立看護科学大学長
ごとう しょうこ 後藤 祥子	日本女子大学長・理事長
つげ あやお 柘植 綾夫	芝浦工業大学長
てらしま じつろう 寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、 財団法人日本総合研究所理事長
とりい やすひこ 鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問、 日本私立学校振興・共済事業団理事長
なぐも みつお 南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
のより りょうじ ◎野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
ひるた しろう 蛭田 史郎	旭化成株式会社社長、 経団連教育問題委員会共同委員長
みやうち しのお 宮内 忍	宮内公認会計士事務所所長
みやはら ひでお 宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長
もりわき みちこ 森脇 道子	自由が丘産能短期大学長

（臨時委員） 3名

たち あきら 館 昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
やまもと きよし 山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
わだ よしひろ 和田 義博	和田義博会計事務所所長

※ ◎は委員長、○は委員長代理

国立大学法人評価委員会の下に置かれる国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会及び評価チームの委員については、文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

5 大学評価・学位授与機構 国立大学教育研究評価委員会委員（平成 21 年
3 月現在）

（委員）30 名

あさの	せつろう	東京大学名誉教授
浅野	攝郎	
いいの	まさこ	津田塾大学長
飯野	正子	
いけだ	たかよし	長崎県立大学長
池田	高良	
おかだ	しゅうぞう	東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与
岡田	修三	
かねだ	よしゆき	ソニー株式会社社友
金田	嘉行	
○北原	やすお	前日本学生支援機構理事長
きたはら	保雄	
きむら	せいじ	立正大学教授
木村	靖二	
こうづ	ただひこ	東京女子医科大学顧問・名誉教授
神津	忠彦	
こうの	みちかた	独立行政法人大学評価・学位授与機構評価研究部長
河野	通方	
こばやし	まこと	独立行政法人日本学術振興会理事
小林	誠	
こだま	たかお	学校法人帝塚山学院学院長
児玉	隆夫	
ごみ	ふみひこ	放送大学教授
五味	文彦	
さいとう	やえこ	前東京都立九段高等学校長
齋藤	八重子	
すずき	あきのり	東京大学名誉教授
鈴木	昭憲	
せと	じゆんいち	駿河台大学教授
瀬戸	純一	
たち	あきら	桜美林大学教授
館	昭	
たんぼ	のりひと	北海道大学名誉教授
◎丹保	憲仁	
なかがわ	ゆきや	株式会社 I H I 取締役
中川	幸也	
なかざと	たけし	前NHK学園理事長
中里	毅	
なかす	まさたか	兵庫教育大学名誉教授
中洩	正堯	
なかの	ひとお	九州大学名誉教授
中野	仁雄	
はしもと	きみこ	京都府立南陽高等学校長
橋本	貴美子	
ひらまつ	かずお	関西学院大学教授
平松	一夫	
ひろべ	まさあき	前静岡県立大学長
廣部	雅昭	
ハンス ユーゲン・マルクス		学校法人南山学園理事長
まえはら	すみこ	京都橘大学看護学部長
前原	澄子	
まつおか	ひろし	帝塚山大学長
松岡	博	
まわたり	しょうけん	宮城大学長
馬渡	尚憲	
むた	たいぞう	福山大学長
牟田	泰三	
わだ	けいしろう	放送大学石川学習センター所長
和田	敬四郎	

※ ◎は委員長、○は副委員長

国立大学教育研究評価委員会の下に置かれる各種部会等の委員については、独立行政法人大学評価・学位授与機構のウェブサイトをご覧ください。

国立大学法人鳴門教育大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

鳴門教育大学は、21 世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努め、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深めるとともに、教育の今日的課題に応えることのできる「教員のための大学」を目的としている。こうした目的の下、中期目標の達成に向けて、学長のリーダーシップにより大学運営の責任と権限を明確化し、マネジメントサイクル（PDCA）により各年度の取組課題を明確にし、その計画・実行に努めている。

中期目標期間の業務実績の状況は、「財務内容の改善に関する目標」の項目で中期目標の達成状況が不十分であるが、それ以外の項目で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である。業務実績のうち、主な特記事項は以下のとおりである。

教育については、教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの実施、全学体制での学生の就職支援、教員就職支援チーフアドバイザー等の配置、長期履修制度を活用した学校教員養成プログラムの開始等の取組を行っている。

研究については、小学校英語教育センターによる小学校英語教育実施に向けた教育指導方法等の研究成果の発表、教員が学校現場に出向く教育指導の実施、鳴門市教育長等の参画による「21 世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」の開催、国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である「野地潤家文庫」「大村はま文庫」の教育実践研究への活用等の取組を行っている。

社会連携・国際交流等については、附属図書館の開館時間及び貸出期間の延長等のサービスの拡充、「読書推進活動」の継続的な実施、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの受託による開発途上国への教育支援の実施等の取組を行っている。

業務運営については、全教員を対象に研究、教育、学内貢献及び社会貢献を評価項目として、業務実績の評価結果に基づき教育研究費を傾斜配分している。

一方、女性教員採用の促進のための施策が十分に行われておらず、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて女性教員の割合が減少していることから、着実な取組が求められる。

財務内容については、受託研究費、受託事業費及び寄附金の確保のため体制整備を行うなど全学で取り組んでおり、当該外部資金が増加してきている。

一方、科学研究費補助金の採択件数について平成 16 年度は目標を上回ったが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、平成 17 年度以降は目標を下回っていることから、着実な取組が求められる。

その他業務運営については、研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告手続の整備については、平成 19 年度中に措置されていないことから、早急な対応が求められる。

2 項目別評価

I. 教育研究等の質の向上の状況

(I) 教育に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

【判断理由】 「教育に関する目標」に係る中期目標（4項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

2. 各中期目標の達成状況

(1) 教育の成果に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「教育の成果に関する目標」の下に定められている具体的な目標（4項目）のうち、1項目が「良好」、3項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(2) 教育内容等に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（2項目）のすべてが「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「教育の実施体制等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（4項目）のすべてが「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育の実施体制」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(4) 学生への支援に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「学生への支援に関する目標」の下に定められている具体的な目標(3項目)のうち、1項目が「良好」、2項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点)

- 中期計画「平成16年度までに、教育実践に貢献できる教育者を育成するためのコア・カリキュラムを開発し、平成17年度から実施し、教員として必要な基礎的・基本的資質を養う」について、開発したコア・カリキュラムが特色ある大学教育支援プログラム「教育実践の省察力をもつ教員養成－教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して－」に採択され、学外からも評価されていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「平成16年度中に現行の就職指導のためのガイダンス等の内容を見直し、キャリア教育の実施計画をとりまとめ、平成18年度までに、教員就職率が60%以上になるよう、全学体制で組織的・体系的に取り組む」について、学生の就職支援に取り組んだ結果、教員就職率が学部については中期目標に掲げた目標値である60%を上回り、大学院長期履修学生(第1期生)においては約81%となるなど成果を上げていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「平成16年度までに、教育関係就職率向上のための具体的方策をとりまとめ、全学体制で組織的・体系的に取り組む」について、就職支援室を設け、教員就職支援チーフアドバイザー(校長経験者)や、事務系専門職員を配置し、また大学院生就職支援アドバイザー(教育現場経験者)、大学院長期履修学生支援アドバイザー(特任教授)を配置した結果、学部学生の教員就職率が大きく向上し、また大学院長期履修学生における教員就職率も高いことは、優れていると判断される。

(特色ある点)

- 中期計画「平成18年度までに、留学生及び社会人の受け入れを促進するため、選抜方法の見直しを行う」について、教員免許資格を取得していない志願者層に焦点を当てた長期履修制度を活用した学校教員養成プログラムを開始したことは、特色ある取組であると判断される。

(II) 研究に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

【判断理由】「研究に関する目標」に係る中期目標（2項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

2. 各中期目標の達成状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「研究水準及び研究の成果等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（3項目）のすべてが「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「研究活動の状況」「研究成果の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

[評価結果] 中期目標の達成状況がおおむね良好である

[判断理由] 「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標（4項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(特色ある点)

- 中期計画「平成17年度までに、「小学校英語教育センター」を設置する」について、平成17年度に小学校英語教育センターを設置し、当センターでは、小学校英語教育実施に向けての教育指導法等の研究の成果を各種の事業等を通して発表し、さらに教員が学校現場に出向き教育指導等を行っていることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「平成20年度までに、学校教育実践センター内に学校教育支援組織を確立し、幼・小・中学校のカリキュラム開発及び教材開発の教育支援を行う」について、平成17年度に設置された「鳴門教育大学コラボレーション・ネットワーク」を構成する「21世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」は、その構成員に鳴門市教育長等が参画し、教育現場のニーズを反映させやすいシステムとなっていることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「国語科教育および教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究所の中心的役割を果たすものとして位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する」について、国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である「野地潤家文庫」「大村はま文庫」が、学生はもとより教員や学外者からも広く教育実践研究に活用されていることは、特色ある取組であると判断

される。

(Ⅲ) その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

【判断理由】 「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標（1項目）が「おおむね良好」であることから判断した。

2. 各中期目標の達成状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

【判断理由】 「社会との連携、国際交流等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（5項目）のうち、1項目が「良好」、4項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点)

- 中期計画「地域住民に対する閲覧・複写・貸出・参考調査等のサービスをより一層拡充し、図書館が行う各種ガイダンスへの積極的な受入を図る」及び「児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する」について、附属図書館の地域住民への開館時間及び図書貸出期間の延長により一般利用者数及び貸出冊数は大幅に増加し、また、附属図書館の児童図書室は高い利用率の増加を示していること、さらに、当該大学の「児童文化研究会」を主体とする学生ボランティアを中心とした、年間10講（平成16年度は9講）の絵本の読み聞かせ等を行う「読書推進活動」を4年間にわたり継続して行い、参加者が平均約500名程度で、毎年増加していることは、優れていると判断される。

(改善を要する点)

- 中期計画「平成21年度までに、留学生受入数を約70名まで増加させる」について、受入れ実数が32名と著しく低いことから、改善することが望まれる。

(特色ある点)

- 中期計画「平成 21 年度までに、客員研究員を含む外国人研究者の招聘、大学教員及び修士学生の海外派遣、国際・学術交流協定締結校との交流を行う等、国際的・学際的な研究交流を促進する体制を充実・確立する」について、国際協力機構（JICA）のプロジェクトを多く受託し、開発途上国の教育支援を積極的に行っていることは、特色ある取組であると判断される。

（2）附属学校に関する目標

附属学校は、21 世紀の社会形成に主体的に参画する国民の育成を果たすため、時代や社会の要請に応える先導的な研究の推進や特色ある教育活動及び実地教育の充実を目指している。

平成 20 年度より大学教授を校園長に併任する従来の制度から、徳島県教育委員会から推薦のあった者を校園長にする制度へと改めることとしている。また、教員養成の新カリキュラムに対応するため、学部との連携の下、体系的な教育実習になるよう実習内容の改善を図り、3 年次生の附属校園直前観察実習を平成 19 年度附属校園で実施し、教育実習の充実に努めている。

教育の今日的な重要課題について、徳島県教育委員会及び公立学校教員と連携を図りながら実践研究等に関する研究発表会を開催し、研究内容をウェブサイトで公開している。

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 附属学校園長の選考方法について、校園長のリーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営が行える体制とするため、平成 20 年度から大学教授を校園長に併任する従来の制度から、徳島県教育委員会と大学との協議に基づき教育委員会から推薦のあった者を校園長に登用する制度へと改めることとしている。さらに、附属学校部長と校園長との責任及び大学との関わりを明確にするため、「附属学校部長と校園長の役割分担と権限について」を定めている。
- 大学教員の附属学校での年間を通じた授業を支援する制度として「鳴門教育大学の附属学校の幼児・児童・生徒を対象にした授業支援を依頼する場合の申合せ」を制定している。また、附属学校教員による学部授業を支援するため、教員養成実地指導講師制度を整備するなど、それぞれ専門性を活かした授業、学校現場や教育実践に基づく授業研究が行われている。

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

- 中期計画の多くの事項に対して平成 19 年度計画が設定されていない（中期計画 35 事項に対して平成 19 年度計画 10 事項）。平成 18 年度までに既に実施済みとの自己評価に基づくものであるが、継続的に年度計画を設定することが適切と思われる事項がなお見受けられ、中期目標・中期計画に対応した年度計画を設定し、中期目標達成に至る道筋を社会に広く示しつつ、計画的な業務の推進に努めることが求められる。

II. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ① 運営体制の改善
- ② 教育研究組織の見直し
- ③ 人事の適正化
- ④ 事務等の効率化・合理化

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 全教員を対象に研究（著書、論文、学会発表、科学研究費補助金の申請等）、教育（卒業研究・課題研究指導、学生の授業評価等）、学内貢献及び社会貢献を評価項目として、教員の業務実績を評価し、評価結果に基づき教育研究費を傾斜配分している。
- 外部の活力を導入するため、教育研究、社会連携及び国際交流の分野への特任教授制度の導入や、教員人事の活性化と流動性を図る目的として平成 18 年度から教員の任期制を導入し、教員に任期を付して採用している。また、学長のリーダーシップの下、学長裁量ポストを活用し、教育委員会との協定に基づき学校現場の実務家教員を採用している。
- 平成 20 年度の事務局制度廃止に向け、課に置く係組織を廃止し、組織編成の柔軟化及び学生サービスを始めとする業務対応の迅速化を図るため、チーム制を導入し事務組織のフラット化に向けた取組を行っている。今後、業務の定着等、円滑な実施が期待される。

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】

- 中期計画【165】「中期目標期間中に国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、女性教員の割合を 20%に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図る」（実績報告書 12 頁）については、女性教員採用の促進のための施策が十分に行われておらず、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて女性教員の割合が減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(理由) 中期計画の記載 23 事項中 22 事項が「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1 事項について「中期計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ① 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ② 経費の抑制
- ③ 資産の運用管理の改善

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 外部研究資金の確保のための方策により全学体制で取り組み、毎年度増加傾向にあり、平成 19 年度の受託研究費、受託事業費及び寄附金による外部資金は 1 億 6,166 万円（対平成 15 年度比 1 億 3,484 万円増）となっている。
- 財務・コスト分析を行い、収入を伴う事業等のうち、収入に対する支出割合が高いものについて改善策を講じ、宿泊施設の稼働率を 2.6 %増加させている。また、業務コスト節減対策を策定しており、省エネルギー機器への切替、印刷物の電子化、発送先の見直し、電話料金割引率の見直し等を行い、管理経費を毎年度、対前年度比 1 %（約 300 万円）節減している。
- 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】

- 中期計画【176】「科学研究費補助金を平成 21 年度までに 40 件に増加させる」（実績報告書 20 頁）については、平成 16 年度の科学研究費補助金の採択件数は目標を上回ったが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、平成 17 年度以降は目標を下回っていることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】中期目標の達成状況が不十分である

（理由）中期計画の記載 9 事項中 8 事項が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1 事項について「中期計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ① 評価の充実
- ② 情報公開等の推進

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 平成 18 年度から教育の質の向上や改善の評価について、学外者を含めた専門的な評価を実施している。

- 自己点検・評価制度における評価結果等を活用し、優秀な教員に対してインセンティブを付与し、教育部門、研究部門それぞれに優秀教員表彰制度を設けており、今後、一層の教育研究活動の活性化が期待される。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 10 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

- ① 施設設備の整備・活用等
- ② 安全管理

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 平成 16 年度に既存施設の施設設備・利用状況を再点検し、新たなスペースを確保した上で、各講座の院生研究室の再配分、新設 2 センター、就職支援室の拡充、遠隔教育準備室等への有効活用を図っている。
- 危機管理・リスクマネジメント担当部署ごとに危機管理マニュアル、危機管理規程等を策定し、全学的な危機管理体制の確立を図っている。また、鳴門市消防署の協力を得て、地域住民と合同で防災訓練を実施するとともに、地震防災マニュアルの作成、鳴門市と災害時における避難場所確保の協定の締結等に取り組んでいる。

平成 16～19 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

- 研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告手続の整備が平成 19 年度中に措置されていないことから、早急な対応が求められる。

【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(理由) 中期計画の記載 11 事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められるが、研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告手続の整備が平成 19 年度中に措置されていないこと等を総合的に勘案したことによる。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

- | | | |
|----|---------|--------|
| 1. | 学校教育学部 | 教育 1-1 |
| 2. | 学校教育研究科 | 教育 2-1 |

学校教育学部

- I 教育水準 教育 1-2
- II 質の向上度 教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、4専修21コースを設置し、担当教員は139名が配置されている。入学定員100名に対して法人化以降の充足率が平均117%、学生総数に対する教員一名当たりの学生数が3.4名（平成19年度）の体制を維持している。学校教育学部は教育目的を達成するための全学的なセンターとして地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター及び心身健康研究教育センターの4センターを設置して教員養成に対する社会的要請や現代社会の教育ニーズに応えているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進事業専門部会によって講演会やシンポジウムの開催の他、学部授業改善のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）ワークショップ、公開授業週間、特別公開授業及び授業研究会等の事業を実施している。これらを受けて、平成17年度から教育実践力を培うための教員養成コア・カリキュラムを開始し、学生の早期からの教職への意識高揚や学校現場に対する理解の深化を図っている。また、これらのシステムが教育の質の向上や改善に結びつけるシステムとして機能しているかを評価するため、評価委員会の下に、学外委員を含めた「教育評価部会」を設置し、評価を実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、全学的に教育課程を教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目及び卒業研究に区分するとともに、各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数を設定しており、また各授業の目的・主旨・計画・評価基準等をシラバス

に明記して学生に周知を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、専修の枠を越えた科目履修による複数免許状の取得及び60単位以内での単位互換の認定、大学以外の教育施設での学修、入学前の既修得単位の認定等の制度を設けて学生の多様なニーズに対応している。保育士・学校図書館司書教諭・学芸員の資格取得のための授業開講の他、聴講生・研究生・科目等履修生の受入れ制度を設けて社会からの要請に対応しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教養基礎科目と教育実践コア科目は演習中心、教職共通科目と専修専門科目は講義中心の授業形態にするとともに、「実地教育」における他の講義との関連性や4年間を通じての体系的な編成、「総合演習」における少人数グループによるフィールド型授業形態の導入、「英語コミュニケーション」における嘱託外国人講師による少人数グループ教育、この他「演習」や「実験」科目におけるティーチング・アシスタント(TA)活用等、授業内容に応じて学習指導法の工夫を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、オフィスアワーの設定による授業に関する質問・相談、クラス担当教員による履修状況の把握と助言、3年次からの指導教員によるコース別・個人別の指導等の体制、個人的能力差の大きい実技における「グレード制」による指導と達成度の認定、自習室や研究室・セミナー室の開放等学習・研究環境の整備を図るとともに、予習・復習の促進、この他水曜日の午後における自主学習時間の確保等単位の実質化を図っており、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、学位取得率が93%強(平成19年度)、教育職員免許状一括申請件数が申請者121名で421件(平成19年度)及び保育士・学校図書館司書教諭・学芸員の資格取得が42件(平成19年度)、学外団体による学生表彰が平成16年度以降11件であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成20年度3月実施の「教育等に関するアンケート」調査の結果によれば、「十分身に付いた」「どちらかといえば身に付いた」の肯定的回答が「本学で学んだことの成果について」の設問において約64%、同じく「具体的な成果として：教員資格」の設問において約54%、そして、「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役に立つと思うか」の設問において約58%という状況にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業(修了)後の進路の状況」については、教員就職率が60%台、進学率10%台、教員以外就職率10%台であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成19年10月に実施した徳島県教育委員会教育長及び公立学校長を対象としたアンケート調査の結果によれば、当該大学卒業生である教員を「総合的に評価すると、満足できる」との設問において「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の肯定的回答が81.2%、また、当該大学卒業生である「教員の全体的な印象について」の設問の10項目中9項目において肯定的回答を受けているとともに、平成20年3月実施の卒業生対象のアンケート調査の結果によれば、「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役に立つと思うか」の設問において肯定的回答が約58%であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判

断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は3件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

学校教育研究科

I	教育水準	教育 2-2
II	質の向上度	教育 2-5

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、学校教育研究科の目的の達成と特定分野の専門性の向上を図るため、3専攻12コースを設置し、入学定員300名に対する法人化以降の定員充足率が平均84.5%であるとともに、研究指導教員76名、研究指導補助教員75名を配置しており、基準を十分に満たしているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、平成19年度からのファカルティ・ディベロップメント(FD)ワークショップの実施や院生の授業評価の毎学期実施と調査結果の教員へのフィードバック及びその分析・評価と授業改善の具体策を取りまとめた『大学院生による授業評価実施報告書』の公表やその成果としての授業科目「教育実践研究」の開設等の相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量的涵養を目的として、教職基礎科目、専門科目、教育実践研究及び課題研究による教育課程の編成、授業科目の区分とその内容にかかわる開設趣旨及び区分別の単位と専攻・コース別に開設授業科目・単位数・履修方法等を明確にするとともに、シラバスに各授業の目的・主旨・計画・評価基準等を明記して、教育内容の周知を図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、平成17年度から在学期間3年間で修士の学位取得と幼稚園・小学校・中学校のいずれかの教育職員免許状取得を可能にする長期履

修学生制度を活用した学校教員養成プログラムの開発・導入（平成 17 年度から平成 19 年度の利用者 171 名）、他専攻・コースの科目履修や 40 単位まで履修可能な学部の科目履修及び 10 単位以内での単位互換等を認めるなど、院生の多様なニーズに対応するとともに、昼夜開講制度や聴講生・研究生・科目等履修生の受入れ制度等の社会からの要請に対応しており、優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、各授業科目について講義・演習等の明確な区分を設けず授業の内容に応じて適宜、有効かつ多様な授業形態を採ることにしており、授業の多くが受講生 10 名以下で編成されるため少人数かつ対話・討論形式の授業が可能となるようにしている。学習方法として少人数教育の特性を活かすため専門科目、教育実践研究、教育課題研究及び課題研究のそれぞれの授業内容に応じて工夫していること、院生をティーチング・アシスタント(TA)として毎年度 40 名採用して研究で培った知識・技能の再確認、研究の整理及び教育的資質の育成等の機会としているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、オフィスアワーの設定による授業に関する質問・相談や指導教員による個別指導、専攻・コースごとの院生室、端末室（24 時間）や図書館（22 時まで）の利用時間の延長、研究個室やセミナー室の設置、水曜日の午後における自主学習時間の確保等の学習環境の整備を図り、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、修了率が約 95% (平成 19 年度)、教育職員免許状一括申請者 119 名・申請件数 237 件で 1 名当たり約 2 件 (平成 19 年度)、学校図書館司書教諭・学芸員等の資格取得者 13 名 (平成 19 年度)、学外団体による学生表彰が平成 16 年度以降 36 件であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、「平成 18 年度大学院生による授業評価実績報告書」によれば、「教師の実践力の育成に役立つ内容であった」「この授業は、自分自身にとって満足できるものであった」の設問のいずれにおいても、「まったくそう思う」「かなりそう思う」の肯定的回答が 98%、また、15 項目の設問全体において肯定的回答が 95%であるとともに、平成 19 年 10 月実施の「教育等に関するアンケート」調査の結果によれば、「教育内容の理解度について」の設問で「よい」「どちらかといえばよい」の肯定的回答が 74.2%、「普通」が 21.7%で、約 96%の院生が教育内容を理解しているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、法人化以降の 4 年間の教員就職率（期限付採用教員含む）が 40%台から 30%へと減少傾向にあり、平成 19 年度は修了者 147 名のうち教員就職者 71 名(48.3%)、教員以外の就職者 50 名(34.0%)、進学者 3 名(2.0%)である一方で、平成 20 年 3 月に長期履修学生制度を活用した学校教員養成プログラムに基づく第 1 期修了生 37 名中 30 名(81%)が教職に就いているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 17 年 1 月及び平成 19 年 10 月に実施した県下教育委員会教育長や公立学校長を対象としたアンケート調査の結果によれば、学校教育研究科で「2 年間学んできた教員を総合的に評価すると、満足できるか」の設問において「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の肯定的回答が 68.2%(平成 17 年 1 月実施)、また、「総合的に評価して、教員として満足できる」の設問において同じ肯定的回答が 66.1%(平成 19 年 10

月実施)であり、教員の資質・能力についておおむね評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は2件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1. 学校教育学部・学校教育研究科 研究 1-1

学校教育学部・学校教育研究科

I	研究水準	研究 1-2
II	質の向上度	研究 1-3

1 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、平成 20 年 3 月末現在の在職教員 159 名の法人化以降、平成 19 年度末までの 4 年間の研究活動として著書 234 件、研究論文 1,309 件、このうち日本学術会議登録学会誌及び国際学会誌や国際誌に発表されたレフェリー付き論文数は、453 件(教養科学・教育科学 29.1%、教科・領域教育 32.5%、教科専門 38.4%)、作品・演奏は 260 件、学会発表は 1,426 件である。研究資金の獲得状況については、法人化以降、平成 19 年度末までにおける科学研究費補助金の採択は、285 件(代表 118 件、分担 167 件)、外部資金が受託研究・共同研究・受託事業 69 件、研究助成が 10 件であることは、相応な成果である。

以上の点について、学校教育学部・学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、学校教育学部・学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学校教育学部・学校教育研究科において、教育・心理、特別支援教育をはじめ、人文・社会、自然さらに保健・体育、芸術の各分野で相応の優れた成果を上げている。学術面では、提示のあった研究業績のうち人文・社会科学系では国内学会誌掲載、学会賞受賞、科学研究費補助金による出版、書評等での高い評価等の業績であり、特に社会科教育分野での貢献が目立ち、また、自然科学系では米国地球物理学協会等の国際学会誌掲載、国内学会賞の受賞をはじめ、引用件数や招待講演等のあった業績であり、卓越した成果を上げていると判断される。社会、経済、文化面では、提示のあった研究業績は学会誌掲載論文で、このうち 1 件は基礎的先端的な研究であるが実用性が高く特許の取得が 2 件、この他、特色ある大学教育プログラムの採択等、社会、経済、文化面において相応の成果を収めていることなどは、相応の成果である。

以上の点について、学校教育学部・学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、学校教育学部・学校教育研究科が想定している関係者

の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

当該組織から示された事例は4件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」と判断された。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 III 社会との連携，国際交流等に関する目標 3 優れた点，改善を要する点，特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】 「中期計画「平成21年度までに、留学生受入数を約70名まで増加させる」について、受入れ実数が<u>18名</u>と著しく低いことから、改善することが望まれる。」</p> <p>【申立内容】 次のとおり修正願いたい 「中期計画「平成21年度までに、留学生受入数を約70名まで増加させる」について、受入れ実数が<u>32名</u>と著しく低いことから、改善することが望まれる。」</p> <p>【理由】 本学の中期目標・中期計画における「留学生」の定義は、独立行政法人日本学生支援機構の留学生に準拠（短期留学生を含む。）している。 本学が文部科学省及び大学評価・学位授与機構に提供している留学生関係資料上の留学生数は、次のとおりである。 ① 平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書（別表2〔学部，研究科等の定員超過の状況について〕） 18人 ② 大学情報データベース 7-1 外国人学生調査票 32人 よって，留学生数は，大学情報データベースの人数32人としていただきたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、科学研究費補助金の増加のための施策が十分に行われておらず、平成15年度から平成19年度にかけて科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が増加していないことから、着実な取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「一方、科学研究費補助金の増加のための施策が講じられ、平成16年度は目標を達成したが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が増加していないことから、着実な取組が求められる。」</p> <p>【理由】 平成16年度は、目標の数値を上回る採択件数（44件）であった。 科学研究費補助金の採択数を増加させるため、以下の取組等を不断に実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費補助金プロジェクト検討部会の設置 ・ 特任教授による科学研究費補助金説明会の開催 ・ 科学研究費補助金支援アドバイザーの設置及び希望者に対するアドバイスの実施 ・ 「採択される科学研究費補助金申請書作成マニュアル」の作成及び配布 	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、<u>科学研究費補助金の採択件数について平成16年度は目標を上回ったが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、平成17年度以降は目標を下回っていることから、着実な取組が求められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善に関する目標</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 「中期計画【176】「科学研究費補助金を平成21年度までに40件に増加させる（実績報告書20頁）については、科学研究費補助金の増加のための施策が<u>十分に行われておらず、平成15年度から平成19年度にかけて科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が増加していないことから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 「中期計画【176】「科学研究費補助金を平成21年度までに40件に増加させる（実績報告書20頁）については、科学研究費補助金の増加のための施策が<u>講じられ、平成16年度は目標を達成したが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、平成17年度以降は科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が増加していないことから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。</u>」</p> <p>【理由】 平成16年度は、目標の数値を上回る採択</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 ○ 中期計画【176】「科学研究費補助金を平成21年度までに40件に増加させる（実績報告書20頁）については、<u>平成16年度の科学研究費補助金の採択件数は目標を上回ったが、その後は増加のための施策が十分に行われておらず、平成17年度以降は目標を下回っていることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

件数（44件）であった。

科学研究費補助金の採択数を増加させるため、以下の取組等を不断に実施している

- ・ 科学研究費補助金プロジェクト検討部会の設置
- ・ 特任教授による科学研究費補助金説明会の開催
- ・ 科学研究費補助金支援アドバイザーの設置及び希望者に対するアドバイスの実施
- ・ 「採択される科学研究費補助金申請書作成マニュアル」の作成及び配布

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 1. 教育の実施体制</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、<u>学外委員を加えた教育評価部会</u>によって講演会やシンポジウムの開催の他、学部授業改善のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)ワークショップ、公開授業週間、特別公開授業及び授業研究会等の事業を実施している。これらを受けて、平成17年度から教育実践力を培うための教員養成コア・カリキュラムを開始し、学生の早期からの教職への意識高揚や学校現場に対する理解の深化を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「「「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、<u>ファカルティ・ディベロップメント (FD) 推進事業専門部会</u>によって講演会やシンポジウムの開催の他、学部授業改善のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)ワークショップ、公開授業週間、特別公開授業及び授業研究会等の事業を実施している。これらを受けて、平成17年度から教育実践力を培うための教員養成コア・カリキュラムを開始し、学生の早期からの教職への意識高揚や学校</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

現場に対する理解の深化を図っている。また、これらのシステムが教育の質の向上や改善に結びつけるシステムとして機能しているかを評価するため、評価委員会の下に、学外委員を含めた「教育評価部会」を設置し、評価を実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。」

【理由】

「教育評価部会」は、現況調査表p1-4にあるとおり、「教育の質の向上や改善に結びつけるシステムとして機能しているかを評価する」ための組織であり、シンポジウムやFD事業を実施する組織ではないため

。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 教育水準 2 教育内容</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「…40単位まで履修可能な他専攻・コースの科目履修や学部の科目履修及び…」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「…他専攻・コースの科目履修や40単位まで履修可能な学部の科目履修及び…」</p> <p>【理由】 他専攻・コースの科目履修については、履修制限は設けていない。40単位の履修制限を設けているのは、学部の履修に対してであるため。（現況調査表p2-8参照）</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

